

米・水田農業基本政策等の確立に関する要請

T P P交渉が大筋合意され、米の市場アクセスではミニマム・アクセスの枠外に新たに米国・豪州産主食用米の「国別特別枠」が設けられるなど、国会決議に反する内容となっています。米国・豪州産主食用米の輸入拡大は、米価回復に向けて需給適正化に取り組む稲作農家の努力を無にするものです。また、国産米の赤字生産が恒常化し、主食である米の安定供給や多面的機能の源泉である水田農業の崩壊が懸念され、到底受け入れることができない内容です。

一方、稲作農家は、米の直接支払交付金の半減や米価変動補填交付金が廃止される中で、連年の米価低迷により経営面積の大きな農家ほど大きな痛手を受けています。また、27年産生産数量目標の深堀を進めるなど需給適正化に取り組んできましたが、再生産可能な米価水準までの回復には至っておりません。さらに、「米政策改革」における平成30年産からの生産調整見直しや米の直接支払交付金の廃止などに対する将来不安も募らせています。

こうした状況を踏まえ、米・水田農業基本政策等の確立など下記事項を要請いたします。

記

< T P P農産物市場アクセス大筋合意の白紙撤回 >

米国産及び豪州産主食用米の「国別特別枠」の新設などT P P農産物市場アクセス大筋合意を白紙撤回し、国内農業の持続的な発展を可能とする国境措置を確保すること。

< 米・水田農業基本政策の確立など >

水田農業の持続的な発展を期するため、国民の主食である米の安定生産及び多面的機能の発揮に向けた「真の農政改革」を断行し、米・水田農業基本政策を確立すること。

- (1) 米の直接支払交付金の廃止や需給調整を生産者等に負わせる「米政策改革」を抜本的に改め、「需給・価格の安定」を趣旨とする食糧法を踏まえ、政府責任による主食用米の需給調整機能を十分に発揮すること。
- (2) 恒常的な赤字生産の状態に陥っている主食用米について、標準的な販売価格(農家手取り価格)と生産コストの差額を補填する「所得補償制度」を早急に導入すること。
また、当該年の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、差額の全額を補填する米価下落対策を講ずること。

- (3) . 稲作潜在生産力の維持と水田フル活用を図るため、加工用米や新規需要米など非主食用米分野における国産米の需要拡大策を積極的に講ずるとともに、将来にわたり安定生産に取組めるよう再生産が可能となる措置を講ずること。

< 需給適正化及び経営安定対策の実施 >

- 1 . 27 年産米は生産数量目標の深堀等により、一定程度の価格浮揚が見られるものの、再生産可能な米価水準の回復までには至っていない現状を踏まえ、需給適正化及び経営安定対策を講ずること。
- (1) . 米の直接支払交付金の大幅削減や 2 年連続の米価低迷等により経営悪化に直面している稲作主業農家等を救済するため、農林漁業セーフティネット資金の無利子融通などの経営安定対策を措置すること。
- (2) . 「米穀周年供給・需要拡大支援事業」について、米の共計販売が通年安定供給に果たしている実績等を踏まえ、支援措置を拡充・強化（支援単価の引上げなど）を図り、農家手取り米価の引上げに努めること。
- 2 . 28 年産生産数量目標の提示に際しては、さらなる需給適正化を推進するため、27 年産生産数量目標の未達成県に対して「深堀目標」を設定すること。
また、生産数量目標及び深堀目標の達成を図るため、深堀に対する支援策を継続するとともに、キャラバン行動の展開など官民一体となった取組みを行うこと。
- 3 . 水田活用の直接交付金（含む産地資金）について、地域戦略作物の振興や生産性向上・コスト低減等に資するため、転作拡大に充分対応できるよう必要な予算を確保すること。

以 上

2015（平成 27）年 11 月 日

北海道農民連盟
委員長 石川 純 雄